

この書類を提出すると、自動車税・自動車税(種別割・環境性能割)・自動車取得税の還付金は譲受人に支払われます。よくお読みください。

過誤納金(還付金)債権譲渡通知書

令和 年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

【譲渡人記入欄】

※必ず譲渡人(納税義務者)が自署、押印(実印)してください。

譲渡人 (納税義務者)	住所又は所在地		印
	フリガナ		
	氏名又は法人名		
	電話番号		
			※個人は実印 ※法人は登記済の代表者印

私は、次の「自動車税」「自動車税種別割」「自動車税環境性能割」「自動車取得税」に係わる過誤納還付金に関する債権は、下記の者に譲渡しましたので通知します。

自動車の登録番号	課税年度	過誤納金の発生日及び発生事由(該当事由を○で囲んでください)
山梨 富士山 (いずれかに○)	平成 令和 年度	令和 年 月 日(今後抹消予定の場合は予定日) 1 抹消 2 重複納付 3 その他 ()

譲受人 (還付金受領者)	住所又は所在地	〒 -	
	フリガナ		
	氏名又は法人名		
	電話番号 (昼間連絡がとれる番号)	法人の場合 担当者氏名	

【譲受人記入欄】

受領方法(いずれかを○で囲んでください)	振込先金融機関(いずれかを○で囲んでください)	
1 口座振込を希望する(登録済・新規・変更) ※一度口座を登録していただくと、次回から同じ口座に還付金を振り込みます。既に口座を登録済みの方は記入不要です。また、登録できる口座数は、1譲受人に1口座ですので、変更の場合、登録済の口座データは削除されます。	銀行・農協 組合・金庫	本店・支店 支所・出張所
	※ゆうちょ銀行は振込専用の店名・預金種別・口座番号をご記入ください。	
2 口座振込を希望しない ※後日送付する県税還付支払案内書(県外は送金小切手)により、指定の金融機関窓口で直接還付金をお受け取りください。	預金種別(いずれかを○で囲んでください)	口座番号 ※右詰で記入
	1 普通 2 当座	
	フリガナ 口座名義人 (譲受人名義)	

添付書類

- 印鑑証明書(原本(コピー不可):発行日から3ヶ月以内のもの)
譲渡人本人が窓口を持参する場合で、運転免許証等により本人確認できる場合は省略可
受付窓口で原本を提示した場合は、写しによる提出可
発生事由が2・3の場合は、全ての領収書のコピー(領収印が鮮明なもの)を添付することで省略可
- 譲渡人の住所・氏名が納税通知書と異なる場合は、住民票、戸籍、登記簿等変更が確認できる書類(コピー可:発行日から3ヶ月以内のもの)

提出期限

- 過誤納金事由発生日の翌月10日まで(必着)
※提出期限が閉庁日(週休日、祝日)にあたるときは直前の開庁日となります。なお、期限後は一切受理できません。

注意事項

- 譲渡人は、当該年度の納税義務者(4月1日時点の所有者(使用者課税の場合は使用者))になります。
- 記載・押印漏れ、記載誤り又は添付書類不足等の場合は、返却または納税義務者に還付することがあります。
- 記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で見え消しにし、訂正印を押印してください。
訂正印のないもの又は修正液等で訂正したものは受理できません。
- 譲渡人及び譲受人に未納の徴収金がある場合は、当該未納の徴収金に充当することがあります。
- 納税義務者が亡くなっている場合は、抹消登録前に下記の提出先にお問い合わせください。

※名義人の同意なくこの文書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪(刑法159条)及び同行使罪(161条)等の罪に問われることになります。

県税使用欄(処理欄につき記入不要)

《提出先》 〒406-8558 山梨県 笛吹市 石和町 唐柏 1000-4
山梨県総合県税事務所 自動車税部 自動車税課 管理担当
TEL 055-262-4662

受付日	入力日	口座確認担当者